

法律部門

・「国際経済秩序」に関する研究プロジェクト

戦後、資本主義に基づく自由貿易は、WTO体制を中心に展開してきた。それは必ずしも安定的なものではなく、米国の覇権が体制を維持する大きな要因として存在していた。しかし、米国が力を弱めつつ保護主義化する傾向の中で、自由貿易の枠組みは、GATTを中心として多国間で維持できるかどうか問われる時代にさしかかっている。ウルグアイ・ラウンド交渉を経て、WTO体制が果たして覇権を前提とせずに世界経済の構造変化に対応した経済秩序の枠組みとして機能するのであるか。

この点を踏まえてここでは、国際貿易における知的財産権やサービス貿易などの新分野、貿易と競争、貿易と環境、労働と貿易等の将来のテーマ、そしてWTOの成立とともに大きな変化の見られる紛争解決メカニズムについて研究をすすめることとする。

・「独占禁止法」に関する研究プロジェクト

現在、さまざまな分野でグローバリゼーションの動きが活発化してきている。国際貿易においても、アングロ・サクソンのともいえる欧米のルールと、アジアの論理ともいわれる極東のルールが衝突しながらも各国は調和を図る方向で政策を考えていかなければならない状況に陥っている。そこで、まず各国が目指すべきは、競争政策に関するルールに関するルールの調和である。各国の経済状況、社会風土、ひいては法に対する意識にいたるまで多種多様な中で、手続規定まで含めたルールの調和は困難を極めている。この点を踏まえて、ここでは日米欧の独占禁止法の比較を行う中で、調和の可能性を検討する。

また、経済のグローバル化とともに近年情報化の発達著しいが、これらが競争政策に対し新たな問題を提起している。いわゆる「ネットワーク効果」の問題である。最近、話題になっているマイクロソフトの独占を含め、かかる効果が競争法においていかなる意味合いを有しうるのか、とりわけ、規範として独占禁止法においていかなる位置付けを持つのかという点についての検討も併せて行う。

・「消費者行政および消費者問題」に関する研究プロジェクト

従来の日本の政策は、一方の経済主体である事業者の意向を中心に展開してきた。しかし、現在の規制緩和の流れの中で、他方の主体である消費者の意向が重要なファクターとなってきている。自己責任原則に基づく消費者行政への転換が迫られてきている中で、新たな動きとして、取引の適正化に関する法律の制定への議論が活発化してきている。

この点を踏まえて、ここでは従来の消費者行政に関わる施策の見直しについて検討し、消費者の権利を確立する立法の動きに関する問題について検討を加える。

・「現代社会における社会保障制度」に関する研究プロジェクト

平成12年度に続き、社会保障制度の全体像、特に社会保険制度にウェイトを置いて研究を続行する。特に、平成12年4月に導入された介護保険、及びそれに伴い多くの変化を見せている社会福祉サービスについての研究を本年度は行い、書籍としてまとめる予定である。

・「近年の労働判例の動向」に関する研究プロジェクト

平成12年度に引き続き、労働判例法理の将来を探るため、特に労働条件設定にかかる法理論を中心として、研究を進める。月一回の研究会を続け、判例評釈として『法学研究』等に掲載の予定である。